

令和7年10月 定例総会議事録

日 時 令和7年10月31日（金） 午前9時30分～午前11時00分

場 所 小林市役所 第1別館 大会議室

農業委員

会長	瀬戸山博好	会長代理	東原安雄	3	棚橋道夫	4	吉村昭生
5	上仮屋博	6	小畠利春	7	大山竹子	8	高田春男
9	田原尚紀	10	河野雄二	11	種子田勝	12	谷之木信弘
13	新田敏文	14	大部実男	15	下沖秀人	16	池井周造
17	石川文男	18	長瀬茂弘	19	松田まり子		

農地利用最適化推進委員

20	上原都由子	21	淵上憲明	22	井野実	23	高岩昭市
24	下村勲	25	指宿浩利	26	前田次雄	27	丸尾義盛
28	池田幸一	29	牟田奈穂美	30	井口紀男	31	山下市郎
32	大山則夫	33	荻野忠義	34	大久津和幸	35	新竹正男
36	武田善昭	37	福本正三	38	園田友弘		

事務局

事務局長	村岡浩二	主幹	藤崎浩一	主幹	山中猛	主幹	宮永昌和
主査	池田尚樹	主査	橋谷理己				

欠席 村岡 浩二

議 題

報告第14号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第15号 農地法第3条の規定による許可書の返戻について

議案第66号 農地法第3条の規定による使用貸借の権利の設定許可について

議案第67号 農地法第3条の規定による所有権移転許可について

議案第68号 農用地利用集積等促進計画について（貸借権）

議案第69号 農用地利用集積等促進計画について（所有権）

議案第70号 農地法第4条の規定による許可申請書進達について

議案第71号 農地法第5条の規定による使用貸借の権利の設定許可申請書進達について

議案第72号 農地法第5条の規定による所有権移転許可申請書進達について

議案第73号 非農地証明願い承認について

議案第74号 小林市農地移動適正化あっせん基準実施要領の改正について

事務局 皆様、こんにちは。

委員 こんにちは。

事務局 それでは定例総会を始めたいと思います。本日の定例総会は農業委員 19 名、推進委員 19 名の方が出席されています。農業委員会規則第 7 条の規定により本総会は成立していることを報告します。はじめに 10 月の行事実績及び 11 月の行事予定を報告します。

(10 月の行事実績及び 11 月の行事予定の報告)

事務局 それでは、開会の言葉を東原会長代理が申し上げます。

会長代理 はい、皆様こんにちは。只今より小林市農業委員会、令和 7 年 10 月期の定例総会を開会いたします。よろしくお願いいたします。

事務局 本日は報告が第 14 号から 15 号の 5 件、議案が第 66 号から第 74 号の 82 件、合計 87 件でございます。それでは、農業委員会規則第 6 条により瀬戸山会長に議長をお願いします。

議長 はい、議事に入る前に今月の議事録署名を 13 番新田委員、15 番下沖委員にお願いします。なお、議案の事前審査につきましては小委員会に付託しておりますので、議案ごとに審査報告をお願いいたします。それでは先に報告をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 報告第 14 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について。
(報告第 14 号、15 号朗読)

議長 ありがとうございました。只今報告がございましたが、なにかご質問ご意見等がございましたら挙手をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは議事に入ります。

議案第 66 号、農地法第 3 条の規定による使用貸借の権利の設定許可についてを議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第 66 号、農地法第 3 条の規定による使用貸借の権利の設定許可について。
下記のとおり農地法第 3 条の規定による使用貸借の権利の設定許可申請があったから許可するものとする。

(議案第 66 号 1 番朗読 他省略)

議長 ありがとうございました。それでは審査報告をお願いします。

(3 番挙手)

議長 はい、3 番。

3 番 今月の野尻町区分の農地法 3 条・5 条、農地利用集積計画の事前審査を第 1 小委員会に付託されましたので、10 月 21 日に会長同席のもと審査会を実施しました。その結果を議案ごとに報告します。

議案第 66 号、農地法第 3 条の規定による使用貸借の権利の設定許可です。

1 番、農業者年金受給のため、20 年間、再設定です。

2 番、農業者年金受給のため、20 年間、再設定です。

審議の結果、小委員会といたしましては許可相当と判断しました。

報告を終わります。

議長 ありがとうございました。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決します。

議案第 66 号、農地法第 3 条の規定による使用貸借の権利の設定許可について申請通り許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので許可することに決定します。

続きまして、議案第 67 号、農地法第 3 条の規定による所有権移転許可についてを議題とします。事務局の朗読をお願いします。

事務局 議案第 67 号、農地法第 3 条の規定による所有権移転許可について。

下記のとおり農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請があったから許可するものとする。

(議案第 67 号 1 番朗読 他省略)

議長 ありがとうございます。それでは審査報告をお願いします。

(9 番挙手)

議長 はい、9 番。

9 番 今月の農地法 3 条・農地利用集積計画の事前審査を第 3 小委員会に付託されたので、10 月 21 日に会長同席のもと審査会を実施しました。その結果を議案ごとに報告します。

議案第 67 号、農地法第 3 条の規定による所有権移転許可です。

1 番、父から贈与を受けるものです。

2 番、知人から贈与を受けるものです。

3 番、申請地を購入し規模拡大を図る。10a あたり 183,936 円。

4 番、知人から贈与を受けるものです。

5 番、申請地を購入し規模拡大を図る。10a あたり 79,218 円。

6 番、申請地を購入し新たに営農を行う。10a あたり 335,570 円。営農計画書添付です。

7 番、申請地を購入し規模拡大を図る。10a あたり 187,149 円。

8 番、申請地を購入し規模拡大を図る。10a あたり 183,246 円。

9 番、申請地を購入し規模拡大を図る。10a あたり 40,453 円。

審議の結果、小委員会といたしましては許可相当と判断しました。
報告を終わります。

(3 番挙手)

議長 はい、3 番

3 番 10 番、申請地を購入し規模拡大を図る。10a あたり 167,683 円。

11 番、申請地を購入し規模拡大を図る。10a あたり 163,934 円。

12 番、申請地を購入し規模拡大を図る。10a あたり 69,444 円。

13 番、申請地を購入し規模拡大を図る。10a あたり 199,203 円。

14 番、従兄弟より贈与を受けるものです。

15 番、知人より贈与を受け、新たに営農を開始する。営農計画書添付です。

16 番、母より贈与を受け、新たに営農を開始する。営農計画書添付です。

審議の結果、小委員会といたしましては許可相当と判断しました。
報告を終わります。

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長

それでは採決します。

議案第 67 号、農地法第 3 条の規定による所有権移転許可について申請通り許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員挙手ですので許可することに決定します。

続きまして、議案第 68 号、農用地利用集積等促進計画について貸借権を議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長

はい、事務局。

事務局

議案第 68 号、農用地利用集積等促進計画について。

下記のとおり、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による農用地利用集積等促進計画貸借権を作成したので計画通り承認する。

(議案第 68 号 1 番朗読 他省略)

議長

はい、ありがとうございました。それでは審査報告をお願いします。

(9 番挙手)

議長

はい、9 番。

9 番

小林地区は計 41 件、田 86,685 m²、畑 109,805 m²、計 196,490 m²。

審査の結果、計画通り承認することにしました。

報告を終わります。

(3 番挙手)

議長

はい、3 番。

3 番

野尻地区は計 8 件、田 18,011 m²、畑 40,358 m²、計 58,369 m²。

審査の結果、計画通り承認することにしました。

報告を終わります。

議長

ありがとうございました。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長

それでは採決します。

議案第 68 号、農用地利用集積等促進計画について、賃借権を計画通り承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員挙手ですので計画通り承認することに決定します。

続きまして、議案第 69 号、農用地利用集積等促進計画について所有権を議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長

はい、事務局。

事務局

議案第 69 号、農用地利用集積等促進計画について。

下記のとおり、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による農用地利用集積等促進計画所有権を作成したので計画通り承認する。

(議案第 69 号 1 番朗読 他省略)

議長

はい、ありがとうございました。それでは審査報告をお願いします。

(9 番挙手)

議長

はい、9 番。

9 番

1 番、支援事業、即売です。単価 250,000 円です。

2 番、支援事業、即売です。単価 250,000 円です。

3 番、支援事業、即売です。単価 189,813 円です。

4 番、支援事業、即売です。単価 250,000 円です。

5 番、支援事業、即売です。単価 250,000 円です。

6 番、支援事業、即売です。単価 250,000 円です。

7 番、支援事業、即売です。単価 250,000 円です。

8 番、支援事業、即売です。単価 319,616 円です。

9 番、支援事業、即売です。単価 450,000 円です。

審査の結果、計画通り承認することにしました。

報告を終わります。

(3 番挙手)

議長 はい、3番。

3番 10番、支援事業、即売です。単価99,930円です。
審査の結果、計画通り承認することにしました。
報告を終わります。

議長 ありがとうございました。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決します。
議案第69号、農用地利用集積等促進計画について所有権を計画通り承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので計画通り承認することに決定します。
続きまして、議案第70号、農地法第4条の規定による許可申請書進達についてを議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第70号、農地法第4条の規定による許可申請書進達について。
下記のとおり農地法第4条の規定による許可申請があったから意見書を付して進達するものとする。

(議案第70号1番朗読)

議長 ありがとうございました。それでは審査報告をお願いします。

(5番挙手)

議長 はい、5番。

5番 4条、5条・非農地証明の事前審査を第2小委員会に付託されました。
10月20日に会長同行のもと審査会を実施しました。議案ごとに報告をします。
議案第70号、農地法第4条の規定による許可申請書進達についてです。
1番、車庫、追認です。高津佐公民館の近くです。西側は住宅地、東側は畑です。
審議の結果、小委員会としても許可相当と判断しました。
報告終わります。

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決します。

議案第 70 号農地法第 4 条の規定による許可申請書進達について意見書を付して進達することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので計画通り意見書を付して進達することに決定します。

続きまして、議案第 71 号、農地法第 5 条の規定による使用貸借の権利の設定許可申請書進達についてを議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第 71 号、農地法第 5 条の規定による使用貸借の権利の設定許可申請書進達について。

下記のとおり農地法第 5 条の規定による使用貸借の権利の設定許可申請があったから意見書を付して進達するものとする。

(議案第 71 号 1 番朗読)

議長 ありがとうございます。それでは審査報告をお願いします。

(5 番挙手)

議長 はい、5 番。

5 番 農地法第 5 条の規定による使用貸借の権利の設定許可についてです。

1 番、一般個人住宅です。

審議の結果、小委員会としても許可相当と判断しました。

報告終わります。

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決します。

議案第 71 号、農地法第 5 条の規定による使用貸借の権利の設定許可申請書進達について意見書を付して進達することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので計画通り意見書を付して進達することに決定します。
続きまして、議案第 72 号、農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請書進達についてを議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第 72 号、農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請書進達について。
下記のとおり農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請があったから意見書を付して進達するものとする。

(議案第 72 号 1 番朗読 他省略)

議長 ありがとうございます。それでは審査報告をお願いします。

(8 番挙手)

議長 はい、8 番。

8 番 農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請についてです。
1 番、細野夷守です。蓄電池システム設置です。転用申請面積は 2,297 m²であるのに対し必要な面積が 553 m²であることから、一部の農地で達成可能な計画と判断し、小委員会としては、計画面積の縮小、又は事業計画の変更が必要との意見を付して進達することが妥当と判断しました。
報告終わります。

(3 番挙手)

議長 はい、3 番

3 番 議案第 72 号、野尻町区分です。
2 番、野尻町三ヶ野山井出水です。外国人実習生雇用のための社有住宅、駐輪場、回転場です。
3 番、野尻町東麓崎園です。野尻中学校の東側です。駐車場と資材置場です。リサイクル業を営んでいます。一時転用でしたが、恒久転用の申請です。
審議の結果、小委員会としても許可相当と判断しました。

報告終わります。

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(11 番挙手)

議長 はい、11 番。

11 番 番号 1 番ですが、蓄電池システムの内容を教えてください。それと、土地の売価はわかりますか。

事務局 夜間の安い電力を蓄電池に充電し、昼の電気代の高い時に売電するものです。売価は●●●万円です。

(8 番挙手)

議長 はい、8 番。

8 番 番号 1 の土地は 3 名の共有名義ですか。

事務局 共有名義ではありません。4 筆ありますが 1 筆ごとに所有者が異なります。

議長 他にありませんか。

(無しの声)

議長 それでは採決します。

議案第 72 号、農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請書進達について意見書を付して進達することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので計画通り意見書を付して進達することに決定します。続きまして、議案第 73 号、非農地証明願い承認についてを議題をします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第 73 号、非農地証明願い承認について
下記のとおり、非農地証明願いがあったから承認するものとする。

(議案第 73 号 1 番朗読 他省略)

議長 ありがとうございます。それでは審査報告をお願いします。

(5 番挙手)

議長 はい、5 番。

5 番 議案 73 号、非農地証明願いの承認について。
1 番、南西方出ノ山です。山林です。
2 番、南西方一重原です。原野です。
審議の結果、小委員会としても許可相当と判断しました。
報告を終わります。

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決します。
議案第 73 号、非農地証明願い承認についてを承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので承認することに決定いたします。
続きまして、議案第 74 号、小林市農地移動適正化あっせん基準実施要領の改正についてを議題をします。
事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第 74 号、小林市農地移動適正化あっせん基準実施要領の改正について。
下記のとおり、小林市農地移動適正化あっせん基準実施要領の改正があったから承認するものとする。

(議案第 74 号 内容説明)

議長 ただいま事務局より説明がありました、小林市農地移動適正化あっせん基準実施要領の改正について承認することに賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員挙手ですので決議することに決定いたします。
以上で議事を終了します。お疲れ様でした。

午前 11 時 00 分 閉議

令和 7 年 10 月 31 日定例総会

議事録署名

_____ 印

_____ 印